

全国自治体職員サッカー連盟関西支部

全国自治体職員サッカー連盟関西支部規約

第1章 総 則

第1条 本支部は、全国自治体職員サッカー連盟関西支部（以下「支部」という）と称する。

第2条 支部は、全国自治体職員サッカー連盟規約（以下「連盟規約」という）第7条に定める支部である。

第3条 支部の事務局は、運営委員の属する自治体に置く。

第2章 目 的

第4条 支部は、地方自治体職員の親睦と交流を図るとともに、公の施設の設置、管理にあたるものとして、日本サッカーの普及と発展のためにささやかながら貢献することをもって目的とする。

第3章 事 業

第5条 支部は、第4条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 全国自治体職員サッカー選手権大会関西予選の実施
- (2) サッカー場増設のための各自治体への働きかけ
- (3) サッカー競技に関する研究及び指導
- (4) その他支部の目的達成に必要な事業

第4章 組 織

第6条 支部は、関西地方（大阪府・京都府・滋賀県・奈良県・兵庫県・和歌山県）に属する地方自治体（府県及び市町村その他）職員で構成するサッカーチームで、連盟規約第6条に基づく支部加盟チームをもって組織する。

2 支部加盟チームは第4条の目的を誠意をもって行うチームでなければならない。

第5章 代表者会議

第7条 支部の適正な運営を図るため、代表者会議を開催する。

第8条 代表者会議は、支部長、運営委員及び支部加盟チームの代表者をもって組織する。

第9条 代表者会議は、次の事項を審議決定する。

- (1) 役員の選出に関すること
- (2) 事業計画の立案及び実施に関すること
- (3) 予算及び決算に関すること
- (4) 本規約の制定、改廃に関すること
- (5) その他支部の運営上特に必要と認めた事項

第10条 代表者会議は、必要に応じて支部長が招集する。ただし、支部加盟チームの代表者の3分の1が開催の理由を示して請求した時は、遅滞なくこれを招集しなければならない。

第6章 役 員

第11条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 運営委員 1名

第12条 支部長は、運営委員の属する自治体から選出する。

- 2 支部長は、支部を代表し総理する。
- 3 支部長は、連盟規約第12条に定める連盟副会長に就任する。

第13条 運営委員は、代表者会議において支部加盟チームから選出する。

- 2 運営委員は、全国自治体職員サッカー連盟事務局及び支部加盟チームと連絡を図り事務を処理する。
- 3 運営委員は、連盟規約第8条に定める運営委員会に出席する。

第14条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

第15条 役員に欠員を生じたときは、直ちに補任するものとし、その任期は前任者の残余期間とする。

第7章 会 計

第16条 支部の経費は、次のものをもって充てる。

- (1) 支部加盟チームの会費
- (2) その他の収入

第17条 支部加盟チームは、次の会費を支部事務局に納入する。

- (1) 連盟費（連盟規約第18条に定める会費）
- (2) 運営費（支部運営に必要な経費）

第18条 支部の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

第19条 支部の決算は、毎会計年度終了後、代表者会議で監査を受け、代表者会議の議決を得て、支部加盟チームに報告する。

[附 則]

この規約は、平成15年4月5日から施行する。

加盟（参加）資格

日本サッカー協会（規約細則第2条に基づく第1種加盟団体）及び全国自治体職員サッカー連盟に加盟登録されている地方自治体職員（都道府県及び市町村区職員ほか）のみをもって編成されたチームであって、下記の資格を有するものに限る。

記

- 1 平成29年度加盟団体登録の手続きを完了（見込みを含む）し、加盟費納入済（見込みを含む）であること。
- 2 1自治体1チームとする。ただし、特別地方公共団体（組合消防本部など）は、1自治体として取り扱う。
- 3 選手資格
 - (1) 日本サッカー協会第1種加盟団体の選手とする。
 - (2) 地方自治体職員（都道府県及び市町村区職員ほか正規職員）とし、警察職員及び教職員などは資格がない。
 - (3) 日本サッカー協会に加盟登録されている他チームの選手で、当該自治体職員の身分を有する者であれば、当該チームに参加させることができる。
- 4 選手証について
予選大会会場にて、当番チームにて選手確認を行うため、必ず持参すること。
- 5 加盟（参加）資格等に疑義のある場合は、あらかじめ全国自治体職員サッカー連盟関西支部事務局に意見を求める。なお疑義のある場合は、全国自治体職員サッカー連盟運営委員会がこれを裁定する。